（私立学校教職員共済法の一部改正）

第三十三条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中

第四十三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

を

第四十三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以
第四十四級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以
第四十五級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以
第四十六級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以

上　一、二三五、〇〇〇円未満
上　一、二九五、〇〇〇円未満
上　一、三五五、〇〇〇円未満
上

に改める。

第二十三条第二項中「五百四十万円」を「五百七十三万円」に改める。

第二十五条中「第六十六条第三項、第六十七条第二項（各号を除く。）及び第五項、第六十七条第三項」に改め、同条の表第六十六条第一項の項を次のように改める。

第六十六条第一項	第六十八条から第六十八条の三まで	第六十八条

第二十五条の表第六十六条第一項の項の次に次のように加える。

第六十六条第二項	標準報酬の月額（組合員が現に属する組合により定められたものに限る。以下この項において同じ。）	標準報酬月額
三分の二		百分の八十
標準報酬の月額が		標準報酬月額が
標準報酬の基礎		標準報酬月額の基礎

第二十五条の表第六十六条第三項の項中「第六十六条第三項」を「第六十六条第五項」に改め、同表第六十六条第十二項の項中「第六十六条第十二項」を「第六十六条第十四項」に改め、同表第六十七条第一項の項を削り、同表第六十七条第二項の項中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同表第六十九条の項中「第六十九条」を「第六十九条第二項」に改め、同表附則第十二条第五項の項中「の標準報酬の月額」の下に「は、第四十条」を、「の標準報酬月額」の下に「は、

標準期末手当等の額		標準賞与額
定款		共済規程

私立学校教職員共済法第二十二条」を加え、

定款		共済規程
標準報酬の基礎		標準報酬月額の基礎
標準報酬の月額と		標準報酬月額と

を

定款		共済規程
標準報酬の基礎		標準報酬月額の基礎
標準報酬の月額と		標準報酬月額と

に改める。

第二十六条第一項第一号中「被扶養者」の下に「（以下この号及び第四項において「加入者等」という。）」を加え、「、健康診査その他」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る加入者等の自助努力についての支援その他の加入者等」に、「ための」を「ために」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「行う」の下に「加入者等の」を加え、「必要な指針を公表する」を「、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　事業団は、第一項第一号に掲げる事業を行うに当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

第四十七条の三を第四十七条の四とし、第四十七条の二の次に次の一条を加える。

（社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託）

第四十七条の三　事業団は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一　第二十条第一項に規定する短期給付のうち文部科学省令で定めるものの支給に関する事務

二　第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者若しくは加入者であつた者又はこれらの被扶養者（次号において「加入者等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務

三　第二十条第一項に規定する短期給付の支給その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者等に係る情報の利用又は提供に関する事務

2　事業団は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者と共同して委託するものとする。

第五十二条中「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改める。

附則第二十五項中「、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）」を「、国民健康保険法」に、「中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金に係る掛金を含み」と、同表」を「及び」に、「並びに国民健康保険法附則」を「、並びに国民健康保険法附則」に改める。

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　第二号施行日前に私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、第二号施行日まで引き続きその資格を有する者（平成二十八年四月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が百二十一万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が百二十三万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（次条において「改正後私学共済法」という。）第二十二条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2　前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年四月から同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

第三十五条　改正後私学共済法第二十三条第二項の規定は、第二号施行日の属する月以後の月に私立学校教職員共済制度の加入者が受けた賞与の標準賞与額について適用し、第二号施行日の属する月前の月に当該加入者が受けた賞与の標準賞与額については、なお従前の例による。